

2. 一般建築の設計業務(2)

概要

阪神大震災の教訓から耐震改修促進法は、1995年12月25日から施行されている法律で、2006年に改正され、向こう10年間で耐震化率90%にするという具体的な数値目標を掲げております。その実現のために建物の所有者が「自らの問題」、「地域の問題」として取り組む必要が指摘され、特定建築物の対象も拡大されてきています。

業務実施のメリットや効果

- ① 地震により想定される被害の低減
- ② 住民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現

OECでは、耐震化促進事業にかかる各種建築物に対して、耐震診断及び耐震改修設計を行うとともに、第三者機関における評定業務や確認業務、助成金などの行政手続きに関するご相談も承っています。

耐震改修促進法は、1995年12月25日から施行されている法律で、阪神大震災の教訓をもとに、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上、公共福祉の確保することを目的として定められた法律です。

耐震改修促進法は、2006年に改正され、向こう10年間で耐震化率90%という具体的な数値目標を掲げており、その実現のために建物の所有者及び地域が自発的に取り組む必要が指摘され、特定建築物の対象も拡大されています。

また、目標達成のため、特定行政庁による「耐震改修促進計画」の策定が義務づけられ、2008年4月には、全ての都道府県で計画の実施が始まっており、順次、市区町村での策定や実施が進められています。東京都では、特定緊急輸送道路に面する建物の耐震診断が2012年4月より義務化されます。

